

平成 年 月 日

申請者 発電事業者名
代表者氏名

バイオマス燃料の調達及び使用計画書

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス燃料の調達及び使用計画は次のとおりです。

1. 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

区分	燃料名(注1)	年間使用数量(t/年) (注2)	調達事業者(排出事業者)	収集地域(原産国) (注3)	木材の水分率(%) (注4)	購入単価(処理料単価)(円/t)
C	木質チップ (剪定枝)	1,000	〇〇興業	△△県	50	〇〇
C	木質チップ (剪定枝)	1,000	〇〇興業	■ ■ 県	50	〇〇
C	PKS	1,000	XX商社	R国	20	〇〇
C	木質チップ (輸入)	1,000	YY商社	B国	20	〇〇
D	木質チップ (建設廃材)	1,000	△△産業	〇〇県	40	〇〇
E	木質チップ (剪定枝)	1,000	〇〇興業	△△県	50	〇〇
計		6,000				

(注1) 区分・燃料名は認定申請様式第1の第2表の燃料名を記載すること。

(注2) 年間使用数量は都道府県別の数量、輸入燃料については原産国別の数量を記載すること。

(注3) 国内の収集地域は都道府県単位の記載とする。

(注4) 水分率(%) = 水分重量 / (バイオマスの絶乾重量* + 水分重量) × 100 (%)

※絶乾重量とは、水分率を算出して絶乾比重(水分率0%)に基づき算出された実重量

※木質バイオマス以外の燃料を使用する場合は記載不要

(注5) 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料のみを使用する場合は、次ページ以降の記載は3.のみとし、以下の書類を添付すること。

< 輸入木質バイオマスの場合 >

- ・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書
- ・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性にかかる証明書

< 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合 >

- ・原産国の搾油工場等又は取扱業者と、発電事業者へ納入する商社等の燃料安定調達協定・契

約等の書類

<建設資材廃棄物の場合>

- ・「木質チップ(建設廃材由来)の調達事情について」(様式あり)

2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

(1) 使用予定量、調達方法等

燃料名(注6)		林業事業者等	年間調達数量 (t/年)(注7)	素材の調達地域 (注8)		加工事業者 (注9)
燃料区分	細区分					
B	木質チップ(間伐材等) (民有林)	〇〇森林組合	1,000	A県	C市 D町	〇〇チップ ××工場
				B県	E市 F村	
		〇〇森林組合	1,000	A県	C市 D町	〇〇チップ ××工場
				B県	E市 F村	
	△△森林組合	1,000	A県	C市 D町	AA木材	
			B県	E市 F村		
木質チップ(間伐材等) (国有林)	〇〇林業	1,000	A県		AA木材	
			B県			
合計			4,000			
C	木質チップ(国内一般木材)	〇〇森林組合	1,000	B県	E市	AA木材
	木質チップ(製材等残材)	〇〇木材(株)	1,000	B県	E市	AA木材
	合計			2,000		

(注6)燃料名は様式第1第2表の燃料名を記載し、燃料区分欄には次の記号を記載すること。

B：間伐材等由来の木質バイオマス（輸入されたものを除く）

C：一般木質バイオマス（製材等残材）

(注7)発電所が使用する木質バイオマス燃料（チップ、ペレット等）の年間調達数量を記載すること。

調達元事業者（伐出又は加工事業者）が複数にわたる場合は事業者ごとの数量を記載すること。

(注8)表内には都道府県及び市町村を記入すること。欄内に記入しきれない場合は、4.(7)に追記すること。

(注9)チップ加工等を行う事業者名を記載し、詳細については下記(2)に記入すること。自社が加工する場合も同様に記載すること。

(2) 発電事業者にチップ等を納入する加工事業者

加工事業者 (注 10)	所在地(注 11)	処理能力 (t/日)	発電所向け チップの占 有率(%)	発電所への 年間納入数量 (t/年)	団体認定番号 (注 12)
〇〇チップ ××工場	〇〇県△△市	10	10	2,000	〇〇〇
AA木材	〇〇県△△市	20	100	4,000	〇〇〇
合計				6,000	

(注 10) 国内の森林に係る木質バイオマスをチップ、ペレットに加工する事業者について記載する。

(注 11) 表内には都道府県及び市町村を記入すること。欄内に記入しきれない場合は、4.(7)に追記すること。

(注 12) 木材団体等の団体認定番号を記載する。以下同様。

(3) 伐出事業者の供給計画

伐出事業者	団体認定 番号	現状の素材生産量 (t/年)		今後の素材生産計画量(発電 所稼働年、t/年)			発電用木材の確保に向 けた方策(素材生産量 の拡大方策)(注 13)
		うち発電 用木材 (t/年)	うち発電用木材				
			申請設備 向(t/年)	その他 (t/年)			
〇〇森林組 合(民有林・ △△県)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・~~~~~ ・~~~~~
〇〇森林組 合(民有林・ ■ ■ 県)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・~~~~~ ・~~~~~
〇〇森林組 合(国有林)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・~~~~~ ・~~~~~
合計							

(注 13) 箇条書きによる記入とし、記入しきれない場合は4.(7)に追記すること。

(4) 製材等事業者の供給計画

製材等事業者	団体認定番号	現状の原木入荷量 (t/年)		今後の原木入荷計画量(発電 所稼働年、t/年)			製材等端材の確保 に向けた方策 (注 14)
		うち製材 端材発生 量(t/年)	うち製材端発生量				
			申請設備 向(t/年)	その他 (t/年)			
〇製材所 (民有林・△ △県)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・~~~~~ ・~~~~~
〇製材所 (民有林・■ ■ 県)		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	・~~~~~ ・~~~~~

○製材所 (国有林)		○○	○○	○○	○○	○○	・~~~~~。 ・~~~~~。
合計		○○	○○	○○	○○	○○	

(注14) 箇条書きによる記入とし、記入しきれない場合は4.(7)に追記すること。

(5) 木質バイオマス燃料の価格構成

単位 円/t

区分	① 山元価格 (注15)	② 運送料 (山元～チップ加工場)	③ チップ・ ペレット 加工費	④ 運送料(チップ・ペレット工場～発電所)	⑤ 発電所着価格 (注17)
B チップ	4,000 (水分率 50%)	1,500	2,500	1,000	9,000 (水分率 30%)
B ペレット	4,000 (水分率 50%)	1,500	3,500	1,000	10,000 (水分率 10%)

(注15) 木質バイオマス燃料について取引段階(原木～チップ)ごとの取引価格の単価を記載すること。

(注16) ①山元価格とは、例えば森林組合・国有林の販売価格をいう。

(注17) ⑤発電所着価格は、①～④の合計額とすること。

(注18) ①列の水分率は原木時の、⑤列の水分率は発電時の値を記入すること。

3. バイオマス燃料の入手ルート (発生源～発電所)

(1) 木質チップ(間伐材)



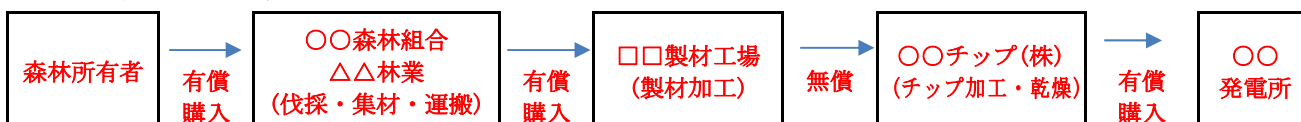
(2) 木質チップ(間伐材以外の伐採材)



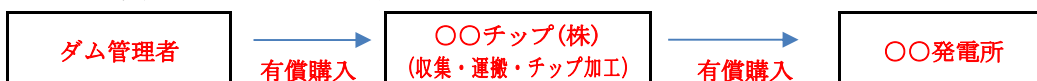
(3) 木質チップ(国内の森林に係る一般木材)



(4) 木質チップ(製材等残材)



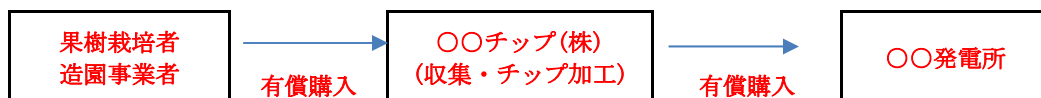
(5) 木質チップ(その他木材): 河川流木



※河川流木の廃棄物該当性について○○市廃棄物担当課(電話:.....)に確認した結果、「有価物」

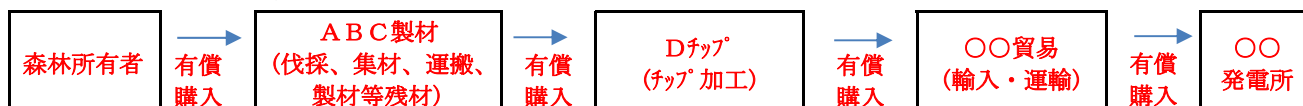
との判断を得ました。

(6) 木質チップ (その他木材) : 剪定枝



※剪定枝の廃棄物該当性について〇〇市廃棄物担当課 (電話：・・・・) に確認した結果、「有価物」との判断を得ました。

(7) 木質チップ (輸入)



(8) 木質チップ (建設廃材)



(9) PKS



4. 燃料供給者等関係者との調整状況 (2. に記載したものについて記載)

項目	調整状況
(1) 燃料の安定調達 (①長期にわたる安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方(別途発電事業者とチップ生産業者及び木材事業者との協定書などを添付すること) (②燃料の安定供給に向けた関係者の取組)	①当社と燃料調達事業者の〇〇木材との間で発電開始から10年間にわたる安定調達協定を平成29年4月10日付にて締結済み。協定期間の10年経過した際には改めて協定を締結する予定である。 ②〇〇木材との定例打合せを開催し、燃料調達の状況について共有を図る。
(2) 都道府県との調整 (木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載)	都道府県への説明年月日：平成29年4月3日 説明先部署：〇〇県環境森林部林政課 担当者名：経済 太郎 主査 連絡先(TEL)：03-〇〇〇〇-△△△△ 都道府県の指導・助言内容： (以下自由記載) ・燃料調達予定先との燃料安定調達協定を締結すること。 ・既存発電事業者との燃料調達地域が競合する可能性が高いため、燃料調達エリアの拡大を検討すること。

<p>(3) 国有林との調整</p>	<p>森林管理局等への説明年月日：平成 29 年 4 月 3 日 説明先：〇〇森林管理局森林整備課 担当者名：経済 次郎 専門官 森林管理局等の指導・助言内容： (以下自由記載) ・木材の確保に向けた方策に具体性がなく、根拠が不明確であるため、実際に調達が可能であるか疑問である。 ・燃料使用予定の樹種を明らかにすること。</p>
<p>(4) 林業、山村地域等への活性化の配慮 (発電所稼働により創出される直接・間接の雇用者数や木質バイオマスを供給する事業者側への要望などを記載)</p>	<p>発電所予定雇用者数： 15 人 関連事業予定雇用者数： 10 人 木質バイオマス供給事業者側への要望： (以下自由記載) ・林業就業希望者への継続的な雇用 PR</p>
<p>(5) 既存用途の事業者への配慮 (製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載)。</p>	<p>事業者名：〇〇木材株式会社 説明年月日：平成 29 年 4 月 5 日 確認方法：面会 事業者の反応：調達エリアが一部重複する部分があり、その点について木材調達が困難になるのではないかとの懸念を示された。 対応策など：重複する調達エリアについては、年間の伐採数量などを共有し、調整を図る。</p> <p>事業者名： 説明年月日： 確認方法： 事業者の反応： 対応策など：</p>
<p>(6) 地域社会に対する対応 (発電所所在地の行政、近隣住民に対する説明の実施等について記載)</p>	<p>説明年月日：平成 29 年 4 月 10 日 説明方法：近隣住民説明会開催 地域住民の反応：騒音についての懸念 対応策等：防音壁、消音器の取付</p>
<p>(7) その他 (2. において記入しきれなかった事項の追記)</p>	